

## 広島県瀬戸内高等学校 部活動運営方針

### 1 方針

#### (1) 活動時間について

- ①平日は、2時間程度とする。
- ②土曜・日曜及び休日は、3時間程度とする。
- ③冬期間は、平日における活動時間の短縮を心がける。
- ④熱中症事故の防止のため、当該地域・時間帯において暑さ指数(WBGT)が28℃を超えた場合には、活動を原則として行わない。ただし、大会等は状況に応じて、安全に留意した行動をとること。
- ⑤試験週間(定期試験1週間前)から試験終了前日までは、30分程度とする。

#### (2) 休養日について

- ①平日は、週当たり2日以上休養日を設ける。
- ②週末は、最低1日の休養日を設ける。ただし休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替え、年間の休養日の週平均が3日以上となるようにする。

#### (3) 指導について

- ①部活動の実施に当たっては、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)』を遵守する。
- ②施設設備の点検を実施し、安全対策を徹底する。
- ③体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ④専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭と連携・協力し、指導を行う。

#### (4) 生徒を同乗させて運転を行う場合について

- ①車両については、公用車・学校手配のレンタカー・公務使用登録済みの自家用車に限る。
- ②広島県内でのみの運転に限る。県外については認めない。
- ③合宿や大会で荷物運搬で乗用車を使用した場合、ガソリン・高速代などの経費は部の負担とする。

#### (5) 公務に使用しようとする自家用車について

公務に自家用車を使用する教職員はあらかじめ別記様式第1号「自家用車公務使用登録簿」を提出し、登録するものとする。また、自家用車を使用する場合には、別記様式第2号「自家用車公務使用・生徒同乗承諾書」を提出し、承諾を受けなければならない。

公務に使用する自家用車に、対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者1,000万円以上(自動二輪車及び原動機付き自転車については、対人無制限、対物500万円

以上)の任意保険(共済)契約が締結されていなければならない。

交通事故が発生した場合には、自賠責保険(共済)及び任意保険(共済)の保険金(共済金)を損害賠償にあてること。

公務に使用する自家用車が自動二輪車である場合には、生徒を同乗させてはいけない。

#### (6) 空調の運用について

アリーナ内や多目的の空調の使用は、5月1日から9月30日までとする。この期間以外については、WBGTを確認して必要に応じて申請を行う。暖房については、11月1日から3月31日までとする。

空調機電源 ON・OFFの確認は、使用クラブ顧問が確実に行うこと。

## 2 留意事項

- (1) 長期休暇中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取り、また部活動以外の多様な活動ができるように、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (2) 週末・休日における練習試合や校外活動等については、1(1)②④の限りではない。
- (3) 特別な事情がある大会参加などに関しては、生徒の体調などに配慮した上で、校長が判断し許可するものとする。
- (4) 遠征に出る場合は、顧問2名で引率すること。病気や怪我等で病院への付き添いが発生した場合は、顧問1名が対応すること。